

**消費生活用製品安全法(特別特定製品適合性検査)**
**適合性検査手数料に係る積算根拠**
**2023年4月19日**
**(A) 一号検査**

法第12条第1項第一号で定める検査(以下「一号検査」という。)の料金は、1) 製品試験料、2) 試験、サンプル採取等の出張に係る料金、3) 適合性検査証明書の発行手数料に分けて定め、それらを合算して算出する。交通費、宿泊費及び食費などを除き、これら料金には別途消費税が加算される。

\* 料金は、評価する製品の機能、構造及び事業者の倉庫(又は保管場所)の所在地により異なります。例として下記前提条件の料金を提示し、前提条件が異なる場合は、別途お見積り金額を提示させていただきます。

**① 前提条件:**
**【携帯用レーザー応用装置】**

- 製品の種類: レーザーポインター
- 事業者の倉庫(又は保管場所)の所在地: 国内
- レーザー光の放出状態を維持する機能: ないもの
- 製品に搭載されるレーザーの種類の数: 1
- 対象ロット形成個数: 50台 (サンプル採取数: 2台)

**【浴槽用温水循環器】**

- 事業者の倉庫(又は保管場所): 国内
- 吸入口に着脱式キャップ: あるもの
- 対象ロット形成個数: 50台 (サンプル採取数: 2台)

**② 適合性検査に係わる料金:**
**【携帯用レーザー応用装置】**

1) 製品試験料	2) 試験、サンプル採取等の出張に係る料金	3) 適合性検査証明書の発行手数料	合計
335,000円 <sup>a)</sup>	(*1)	30,000円	365,000円 + (*1)
473,000円 <sup>b)</sup>	(*1)	30,000円	503,000円 + (*1)

a): レーザー光の種類: 持続波のもの

b): レーザー光の種類: パルスのもの

**【浴槽用温水循環器】**

1) 製品試験料	2) 試験、サンプル採取等の出張に係る料金	3) 適合性検査証明書の発行手数料	合計
480,000円	(*1)	30,000円	510,000円 + (*1)

Note:

(\*1): 出張に係る費用のうち、交通費、宿泊費及び食費などに関する費用については、当機関規定に基づき実費請求する。

## (B) 二号検査

法第 12 条第 1 項第二号で定める検査(以下「二号検査」という。)の料金は、1) 製品試験料、2) 工場検査料、3) 試験、工場検査等の出張に係る料金、4) 適合性検査証明書の発行手数料に分けて定め、それらを合算して算出する。交通費、宿泊費及び食費を除き、これら料金には別途消費税が加算される。

\* 料金は評価する製品の機能、構造及び生産工場の所在地により異なります。例として下記前提条件の料金を提示し、前提条件が異なる場合は、別途お見積り金額を提示させていただきます。

### ① 前提条件:

#### 【携帯用レーザー応用装置】

- 製品の種類: レーザーポインター
- 生産工場の所在地: 中国
- 生産工場の数: 1
- レーザー光の放出状態を維持する機能: ないもの
- 製品に搭載されるレーザーの種類の数: 1

#### 【浴槽用温水循環器】

- 生産工場の所在地: 国内
- 生産工場の数: 1
- 吸入口に着脱式キャップ: あるもの

### ② 適合性検査に係わる料金:

#### 【携帯用レーザー応用装置】

1) 製品試験料	2) 工場検査料	3) 試験、工場検査等の出張に係る料金	4) 適合性検査証明書	合計
247,000 円 <sup>a)</sup>	565,000 円	(*1)	30,000 円	842,000 円 + (*1)
372,000 円 <sup>b)</sup>	565,000 円	(*1)	30,000 円	967,000 円 + (*1)

<sup>a)</sup>: レーザー光の種類: 持続波のもの

<sup>b)</sup>: レーザー光の種類: パルスのもの

#### 【浴槽用温水循環器】

1) 製品試験料	2) 工場検査料	3) 試験、工場検査等の出張に係る料金	4) 適合性検査証明書	合計
290,000 円	160,000 円	(*1)	30,000 円	480,000 円 + (*1)

Note:

(\*1): 出張に係る費用のうち、交通費、宿泊費及び食費などに関する費用については、当機関規定に基づき実費請求する。